

周藤吉之君の「中國土地制度史研究」に対する授賞審

摘要

本書は周藤吉之君の十数年来の研究論文十一篇と序説とより成り、その内容は唐の均田制の崩壊の後、唐末五代より宋元に涉つて継起した諸種の土地問題を解明したもので、特に宋代の農村社会、殊に莊園の構成を究明することに努めている。

十二篇の論文はこれを大別すると、次ぎのよくな三つの群に分けて見る」ことができる。即ち第一は莊園制その物を研究したもの、「唐末五代の莊園制」、「宋代莊園の管理」、「宋代莊園制の発達」、「南宋に於ける屯田・營田官莊の經營」等四篇)、第二は佃戸すなわち小作人のことを研究したもの、「宋代の佃戸制」、「宋金時代の莊園と佃戸の一考察」、「宋代官田の佃權売買」、「宋代の佃戸・佃僕・傭人制」等四篇)、第三は土地の税法について研究したもの、「五代に於ける均税法」、「北宋に於ける方田均税法の施行過程」、「宋代の兩税負担」、「南宋末の公田法」等四篇)がこれである。

第一群は唐末五代より宋元に至る莊園制の発達を取扱つたものである。唐の莊園については中田薰博士・加藤繁博士などの研究があつて、その性格が相当明らかにされてゐるが、宋の莊園については加藤博士の論文があるだけで、未だ明かにされていない処が多い。著者はこれらの研究を基礎としながら、この時代の史料を殆ど網羅して、当時の莊

園制を究明している。まず「唐末五代の莊園制」では、宋代官僚の莊園の起原を明確ならしめるために、唐末五代の政権交替の間に、各地の豪民が莊園を拡大していくた過程を解明すると共に、当時の莊園の構造を宋代のそれと対比して、その發展を迹づけている。すなわち唐末五代には貴族が漸次没落して、武人すなわち節度使が勢力を得て、武人の政權が樹立されたが、その間に地方の豪民は次第に勢力を得てきて、宋になつて武人政治が解体されると、その官僚となつて政權を担当した。所謂官戸・形勢戸がこれである。当時の莊園は概して莊吏・勾当人・管莊等によつて管理され、その下に庄保頭の置かれていたこともあつた。莊園の耕作者は主として奴婢・莊客・雇傭人であつたが、次第に佃戸の耕作が支配的になつてきた。当時の佃戸の境遇は非常に悪く、奴隸に近い状態であり、これらの構造乃至性格は宋の莊園にも受け継がれ、益々發展してきたのである。

「宋代莊園の管理」と「宋代莊園制の發達」は、主として宋代の莊園制特に民間の莊園を取扱つたものであつて、時代的には元まで降つてゐる。宋代には莊園制が普遍化して、宮廷・諸王・公主・寺院・道觀や官戸・形勢戸・商人等の莊園が發達したばかりでなく、宗族の結合を強化するための義莊、貧民の子を生んだものに養育費を支給する拳子倉の義莊、遺棄された小児を救済するための慈幼莊、病人の歸する所なきものを救済する養濟院の莊、地方の貢挙の費に充てるための興賢莊、學校の費用に充てるための學田の莊、或は海堤を修築して海水の浸入を防ぐための莊園等も多く設けられた。これらの中、官戸・形勢戸の莊園が大いに發達して、大土地所有が發展したので、政府はこれを制限しようとしたが、行われなかつた。のみならず、官戸は重い徭役を免除されていたため、人民の土地を投獻するものが多かつたので、後にはその田地の額を限つて、役を免除することとした。当時の莊園は原則として不輸の特權は

与えられなかつたが、恩賜の地や寺院の莊園には租税を減免されていたものがある。官戸・形勢戸はその租税を故意に納めないことも數くなかつた。かくして北宋から南宋に至つて、これらの莊園は次第に増大し、その中には四路九府州軍に亘つて、莊園約二十処、歳入百万石に及ぶものさえあつた。

宋代の莊園にも、唐末の莊吏を受け継いだ監莊・勾当人より発展した幹人又は幹僕及び管莊等があり、大きな莊園には保甲の制が布かれて、甲頭が置かれていた。甲頭は五代の莊園内の庄保頭を継承したものである。

「南宋に於ける屯田・營田官莊の經營」は南宋において官田を代表していた屯田や營田の莊園制を明らかにしたものである。

第二群は宋代の佃戸制を中心として研究したもので、金・元の佃戸制にも説き及んでいる。まず「宋代の佃戸制」では、宋代の佃戸特に南宋に於ける江南の佃戸の中には、土地と共に売買されて、自由に土地を離れることができず、逃亡したときには原地に戻されるものが多かつたことを指摘している。当時の地主は佃戸に土地の外、家屋・種子・食糧・耕牛等を貸していることが多く、飢饉の際にはこれを救済しており、佃戸はこれに對して租即ち小作料を納め、その雜役に従つていた。これらの租には定額租・分益租・代金納・金納等があり、定額租と分益租とが一般に行われ、代金納は相当あつたが、金納は少なかつた。定額租には主として米を納め、稻麦二毛作の場合にも、一般には麦は納めず、米だけを納めた。凶年の場合には政府が租税を減免すると共に、地主もその割合に従つて佃戸の租を減免した。租税は通常地主が政府に納入したが、佃戸が納めさせられる場合もあつた。佃戸は政府に對して一般に身丁錢を納めた。

当時地主と佃戸との関係は対等のものと認められず、法律上でも地主の佃戸に対する犯罪は軽く、佃戸の地主に対する犯罪は重く罰せられた。佃戸は地主の家の警備に任じ、その兵役に代ることもあり、地主の手先となつて、附近の自作農民を苦しめることもあつた。

「宋金時代に於ける莊園と佃戸の一考察」は唐末五代より宋・金に至る長安附近の莊園内の佃戸について述べたもので、これによつて南宋で佃戸制が江南において発達していだばかりでなく、金でも長安附近で佃戸制が行われていたことが能く解る。

「宋代官田の佃権売買」は、宋代官田の中、唐末五代より設置されていた省莊屯田および當田や湖田等では、佃戸が資陪または酬償交佃といつて、佃権すなわち小作権を自由に売買していく、民田の地主がその田を売買するのと同様な手続を行つていたことを明らかにし、このことは民田の佃戸の場合には許されなかつたことを述べたものである。

最後に「宋代の佃戸・佃僕・傭人制」は前の「宋代の佃戸制」を補正すると共に、宮崎市定教授の批判に答えたものである。

第三群は唐末以後宋に行われた両税の負担と、これを公平なりしめるために施行された均税法および南宋末に軍糧を確保するために実施された公田法について述べたものである。

「五代における均税法」と「北宋における方田均税法の施行過程」は唐末五代より北宋に至る均税法を取扱つたものである。唐の均田制の崩壊に伴つて、租庸調の法が行われなくなり、徳宗朝に両税法が採用されたが、この両税法では富者と貧者との間の両税負担が均等でなかつたので、穆宗朝には元積が同州で均税法を行い、土地の肥瘠に従つて、

租税の負担を公平ならしめた。五代になると、後唐の明宗はその殆ど全領土において均税法を行い、後周の世宗はまた元積の法に倣つて均税法を施行した。これらの法では皆人民をして自己の土地を申告させ、それに基づいて、各州の租税を土地の肥瘠によつて均等に割当ていた。宋でも初めこの法を踏襲したが、仁宗朝には千歩方田法が実施された。これは千歩四方を区画して、これを実測して肥瘠を定め、税則を立てて、租税を公平に課するものであつた。従つてこれでは土地申告の法は用いられず、土地を測量する法が行われた。仁宗朝にはこの法は華北の一部に行なわれただけであつたが、神宗朝になると、これは王安石一派の新法党の政策として採用され、方田均税法といつて、広く実施された。しかし哲宗朝に旧法党が政権を握ると、この法もやめられた。徽宗朝に新法党の蔡京が宰相になると、再びこの法が全国的に施行された。ただこの頃には法の精神を失い、効果は挙らなくなつたようである。

「宋代の両税負担」は宋代における両浙路・福建路・江南東路・湖北路等の各州県で行われていた夏税・秋糧の毎畝の負担額を述べたもので、これによつて宋代では両税負担は各州各县で頗る異つて居り、それらは多く五代の世に定められ、宋になつて改正された処もあるが、多くはそのまま踏襲されたことを知ることができる。

「南宋末の公田法」は理宗朝に宰相賈似道が和糴をやめ、軍糧を確保するために、浙西路で官戸や富戸の田地を買上げて、佃戸にこれを耕作させ、その租入でもつて軍糧を賄おうとした所謂公田法を解明したものである。この法は官僚の反対が強かつたが、賈似道はこれを断行して、浙西路の和糴をやめ、しかも臨安府に多くの米を蓄積するを得た。この公田では初め莊園經營が行われたが、監莊が佃戸を侵虐するため、佃戸に募つて一の莊を請負わせることがとし、佃戸はその種戸にこれを小作させた。これは南宋の滅亡まで行われ、元になつてその所有に帰した。

以上のように、本書は唐末五代より宋元に至る莊園制・佃戸制及び均稅法乃至公田法を究明したものであつて、前人の所説に更に數歩を進め、しかも中には前人未踏の境を開拓したところも多く、著者の創見は至る所に表われ、その論斷も概して穩健妥當といふべきである。